

平成20年5月臨時議会報告

新市発足後、初めての市議会となる第1回美祿市議会臨時会が5月20日に招集され、5月21日に閉会しました。この臨時会では、議長、副議長の選挙および常任委員会委員などの選任が行われ、新しい議会構成が決まりましたので、お知らせします。

(は委員長、は副委員長、敬称略)

また、新市発足に伴い市長職務執行者により専決処分された各会計の暫定予算および各種条例について審議が行われました。



秋山哲朗議長



河村 淳副議長

教育民生委員会

布施 文子
河本 芳久
徳並 伍朗
大中 宏
原田 茂
山本 昌二
萬代 泰生
有道 典広

議会運営委員会

大中 宏
柴崎修一郎
荒山 光広
布施 文子
佐々木隆義
原田 茂
山本 昌二
田邊 諄祐
三好 睦子
岡山 隆

総務企業委員会

荒山 光広
高木 法生
竹岡 昌治
安富 法明
南口 彰夫
田邊 諄祐
山中 佳子
三好 睦子
岡山 隆

建設観光委員会

佐々木隆義
岩本 明央
秋山 哲朗
河村 淳
村上 健二
柴崎修一郎
西岡 晃
下井 克己
馬屋原眞一

平成19年度・20年度 各会計暫定予算の専 決処分の承認

新市発足時から3月31日までの間、行政運営に必要となる平成19年度各会計の暫定予算について、3月21日に市長職務執行者が専決処分したことを報告し、承認されました。また、4月1日から本予算

が成立するまでの間、行政事務遂行上必要となる平成20年度各会計の暫定予算について、市長職務執行者が専決処分したことを報告し、承認されました。

各種条例の専決処分の承認

新市設置の日から行政運営上即時に施行させる必要がある条例(218件)の制定について、3月21日に市長職務執行者が専決処分したことを報告し、承認されました。

監査委員の選任

市監査委員として、三好輝廣氏と竹岡昌治氏(市議会選出)を選任することについて同意されました。

教育委員会委員の任命について

市教育委員会委員として、次の5人を任命することについて同意されました。(敬称略)

清水 昭夫
堀井 保法
福田 徳郎
古屋 道子
鬼村 昭寛

選挙管理委員会および 補充員の選挙

市選挙管理委員会として、次の4人が当選されました。(敬称略)

杉山 忠
山崎 優
末永 豊明
内藤 正太
また、補充員として次の4人が当選されました。(敬称略)

藤本 一秋
田原 敬正
原川 武
篠原 政美

固定資産評価審査委員会委員の選任

市固定資産評価審査委員会委員として、次の3人を選任することについて同意されました。(敬称略)

吉富 久
阿座上 正
藤永 和之

固定資産評価委員の選任

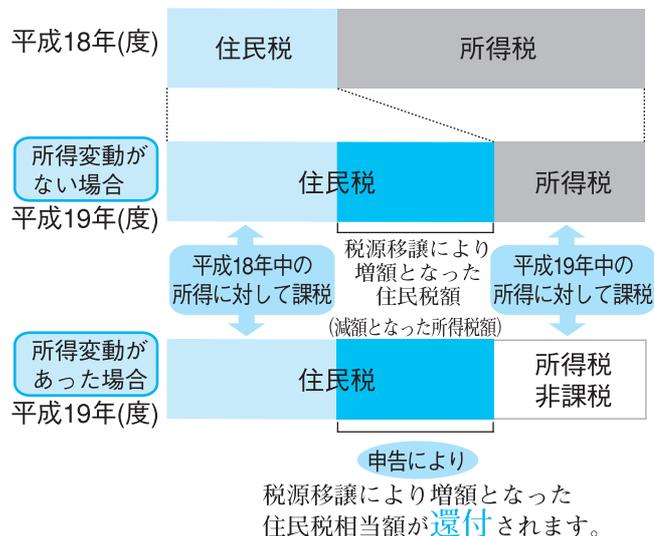
市固定資産評価委員として、篠田恵司税務課長を選任することについて同意されました。

税のお知らせ

税源移譲時の所得変動に係る経過（減額）措置について

税源移譲により、多くの人は平成19年分以降の所得税は税率が下がり、平成19年度以降の市県民税の税率が上がることとなりますが、退職などにより平成19年分の所得税は課税されず、平成19年度の市県民税（平成18年中の所得を基に算定）のみ課税される場合があります。

このような場合に平成19年度の市県民税を税源移譲前の水準に減額することで、個人への税負担額が変わらないようにする経過措置を設けています。



所得変動のモデルケース（夫婦給与収入500万円の場合）

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000円	122,500円
住民税	130,000円	227,500円
合計	350,000円	350,000円

平成19年の収入が減少した場合

還付されます！

	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0円	0円	
住民税	130,000円	227,500円	97,500円
合計	130,000円	227,500円	97,500円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています

対象者（次の①と②の両方を満たす人）

- 平成19年度市県民税の課税標準額（申告分離課税分を除く）＞所得税と市県民税との人的控除額の差の合計額
- 平成20年度市県民税の課税標準額（申告分離課税分を含む） 所得税と市県民税との人的控除額の差の合計額 課税標準額とは...所得金額から各種所得控除を差し引いた金額です。

住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人には、この経過措置は適用されません。

申請方法 平成20年7月1日(木)から31日(木)までの間に、平成19年度分市県民税を課税した（平成19年1月1日現在お住まいの）市区町村へ減額申告書を提出してください。（減額申告書を提出されないと経過（減額）

措置の対象となりませんのでご注意ください。）

市では、対象者と思われる人に対してお知らせを送付します。（ただし、対象者であるかどうか推定できるのは、平成19年と平成20年の1月1日に美祿市（旧美東町・秋芳町も含む）に住所があった人で、市で所得などの状況を把握している場合にかぎります。）

注意点

他の市区町村から転入した人は申告先を間違えないように注意してください。

平成19年中に亡くなられた人や海外へ転出して平成20年1月1日現在国内に居住していない人には、この減額措置は適用されません

問合せ先 市税務課市民税係（☎0837-525234）

地域審議会委員を募集します

地域審議会は、合併により行政区画が拡大し、市民の意見が新市の施策に反映されにくくなることを防ぎ、合併後も地域住民の声を施策に反映させるため、合併前の1市2町の地域を単位として設置されています。

この地域審議会を構成する委員のうち、市政に対する理解を深め、市民参画による開かれた市政を推進するため、公募による委員を募集します。

募集人員

各地区の地域審議会ごとに3人程度

地域審議会の主な役割

それぞれの地域における「新市基本計画」の執行状況や「新市基本構想」について市長の諮問に応じて審議し、答申します。必要と認める事項について審議し、市長に対して意見を述べます

任期 2年間

応募資格 満20歳（応募締め切り時）以上の市民で、市議会議員や市職員でない人（お住まいの地域の地域審議会への応募とさせていただきます）

応募期間 6月16日(木)～7月16日(木)

応募方法 企画政策課および各総合支所総務課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入の上、提出する（応募用紙は市ホームページからダウンロードできます）

問合せ先

市企画政策課

（☎0837-521112）

市美東総合支所総務課

（☎08396-25000）

市秋芳総合支所総務課

（☎0837-521912）